

第6期広島市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標について

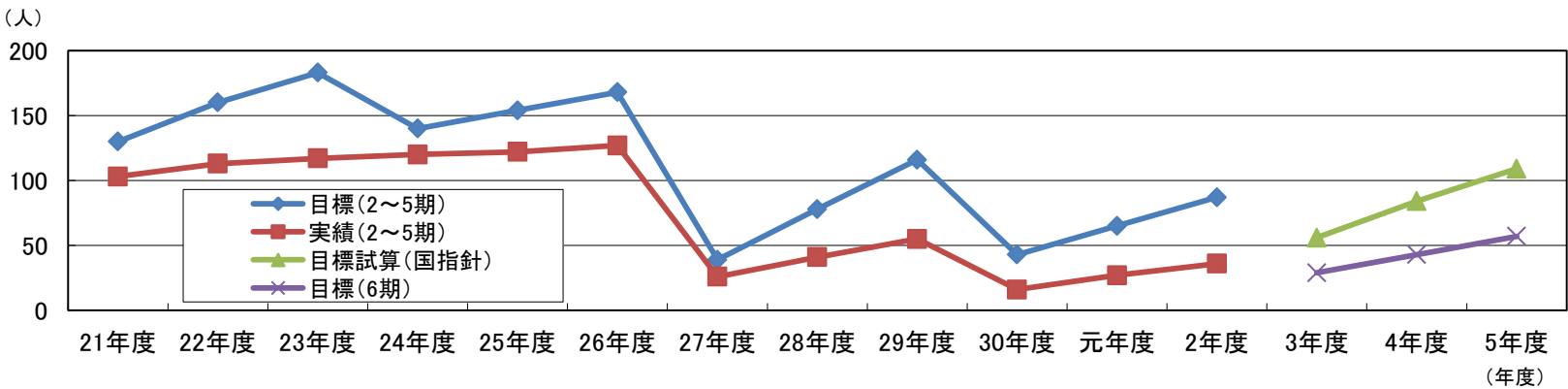
資料6－1

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

2年度の実績は見込値を記載
(以下同様)

(1) 施設入所者のうち、令和5年度末における地域生活に移行する者の数(累計値)

区分	単位	第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標(2～5期)	人	130	160	183	140	154	168	39	78	116	43	65	87	国指針(令和元年度末入所者数の6%以上＋未達成割合)に従い、11.4%(6%＋5.4%)で試算		
実績(2～5期)	人	103	113	117	120	122	127	26	41	55	16	27	36			
達成率(2～5期)	%	79.2%	70.6%	63.9%	85.7%	79.2%	75.6%	66.7%	52.6%	47.4%	37.2%	41.5%	41.4%			
目標試算(国指針)	人													56	84	109



【令和元年度末入所者数の6%のみで試算】

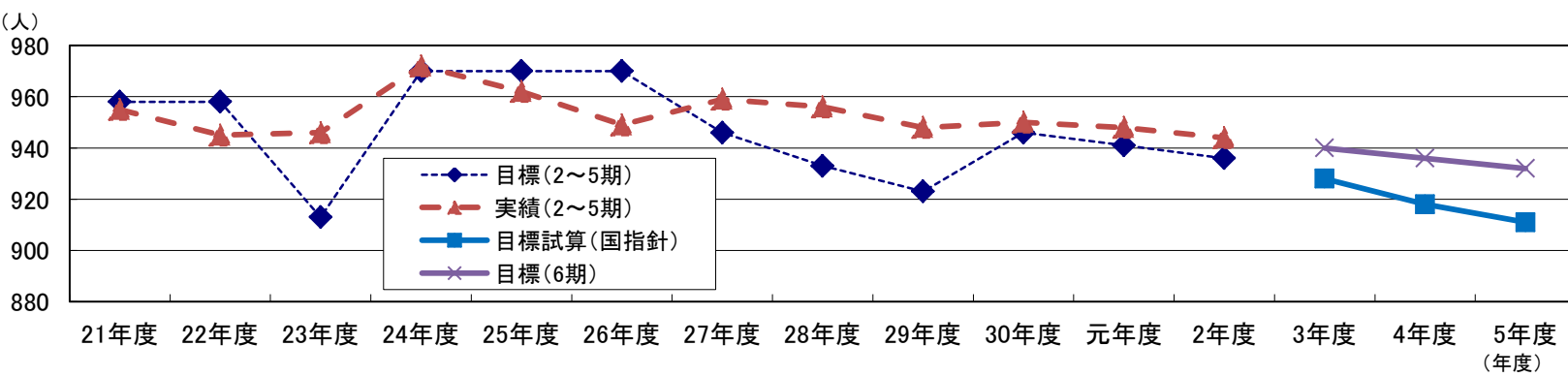
3年度	4年度	5年度
29	43	57

【見込方法】

上記試算では過大な目標となるため、未達成割合は加算せず、令和元年度末入所者数(948人)の6%相当となる人数(57人)で設定する。
・県の基本的な考え方(国指針と同値を目標とし、未達成割合は加算しない)と合致
※国指針: 令和元年度末入所者数の6%以上＋未達成割合
【未達成割合】＝(2年度目標値－2年度実績見込値)÷(28年度末時点入所者数)＝(87－36)÷956≒5.4%

(2) 令和5年度末における施設入所者の削減数(累計値)

区分	単位	第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標(2～5期)	人	958	958	913	970	970	970	946	933	923	946	941	936	国指針(令和元年度末入所者数の1.6%以上＋未達成割合)に従い、2.6%(1.6%＋1.0%)で試算		
実績(2～5期)	人	955	945	946	972	962	949	959	956	948	950	948	944			
目標との差(2～5期)	人	3	13	△ 33	△ 2	8	21	△ 13	△ 23	△ 25	△ 4	△ 7	△ 8			
目標試算(国指針)	人													928	918	911



【令和元年度末入所者数の1.6%のみで試算】

3年度	4年度	5年度
940	936	932

【見込方法】

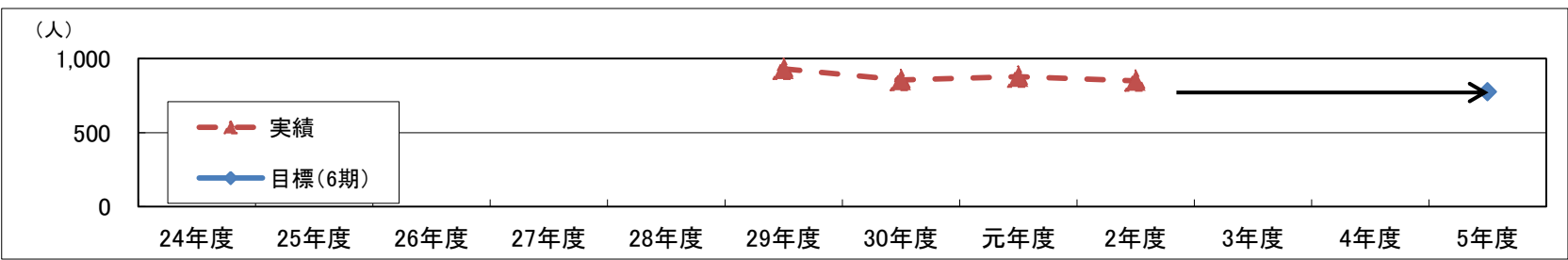
上記試算では過大な目標となるため、未達成割合は加算せず、令和元年度末入所者数(948人)の1.6%(16人)削減後の人数(932人)で設定する。
・県の基本的な考え方(国指針と同値を目標とし、未達成割合は加算しない)と合致
※国指針: 令和元年度末入所者数の1.6%以上＋未達成割合
【未達成割合】＝(2年度目標値－2年度実績見込値)÷28年度末時点入所者数)＝(20－11)÷956≒1.0%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

(1) 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上,65歳未満)

a 65歳以上

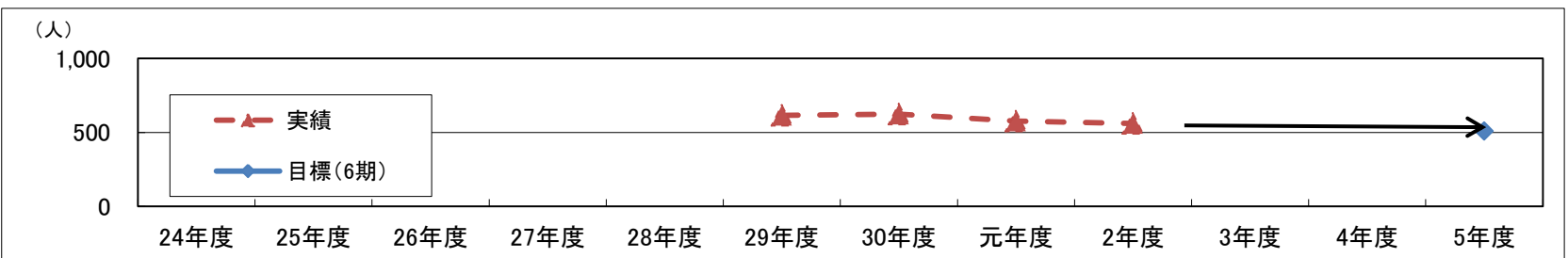
区 分	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第5期計画			第6期計画		
								30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績	人						931	856	878	850			
目標(6期)	人												775



【見込方法】
29年度長期入院患者数(全体)の29年度実績(1,546人)から同元年度実績(1,454人)の直近3か年の年間の平均伸率は、平均3.02%ずつ減少している。これを基に、元年度実績(1,454人)から1年間に3.02%ずつ減少するものと試算すると、5年度は1,367人となる。
5年度目標について、元年度実績1,454人の内訳(65歳以上932人(60.3%)、65歳未満522人(39.7%)按分
・65歳以上の長期入院患者数 1,284人×0.603＝775人
・65歳未満の長期入院患者数 1,284人×0.397＝509人

b 65歳未満

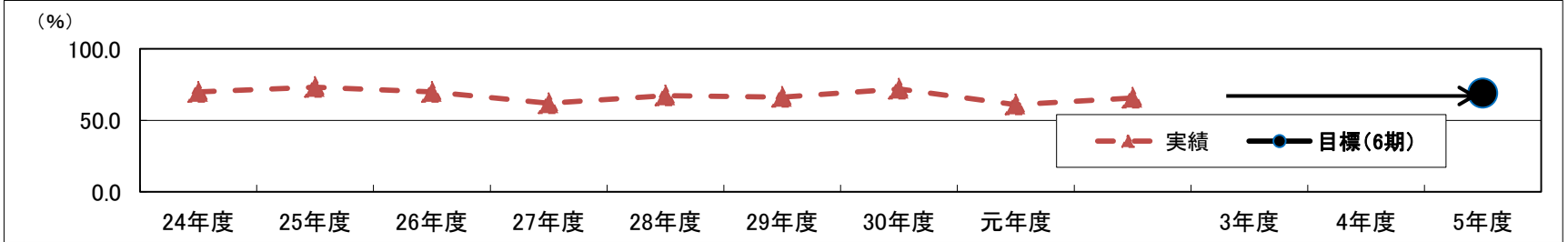
区 分	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第5期計画			第6期計画		
								30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績	人						615	623	576	560			
目標(6期)	人												509



(2) 精神病床における早期退院率

a 入院後3か月時点の退院率

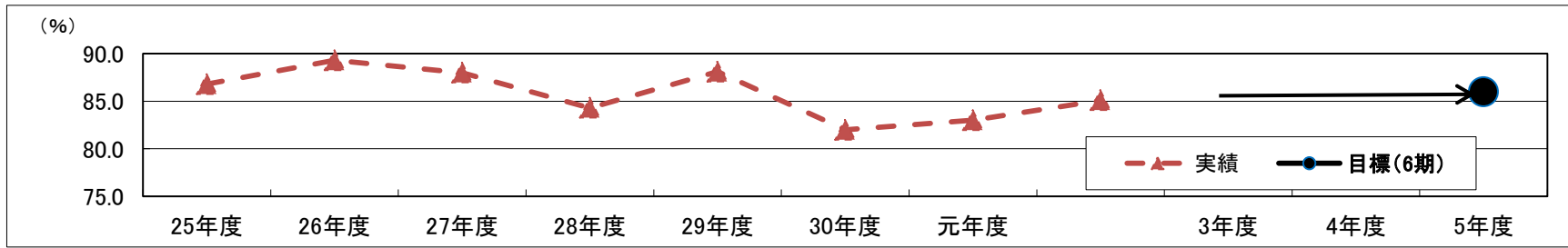
区 分	単位	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第5期計画		過去年5年平均	第6期計画		
								30年度	元年度		3年度	4年度	5年度
実績	%	69.9	73.2	69.9	61.9	67.3	66.3	72.0	61.0	65.7			
目標(6期)	%												69.0



【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。
※国指針:入院後3か月時点の退院率の令和5年度目標を69%以上

b 入院後6か月時点の退院率

区 分	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第5期計画		過去年5年平均	第6期計画		
							30年度	元年度		3年度	4年度	5年度
実績	%	86.8	89.3	88.0	84.3	88.1	82.0	83.0	85.1			
目標(6期)	%											86.0

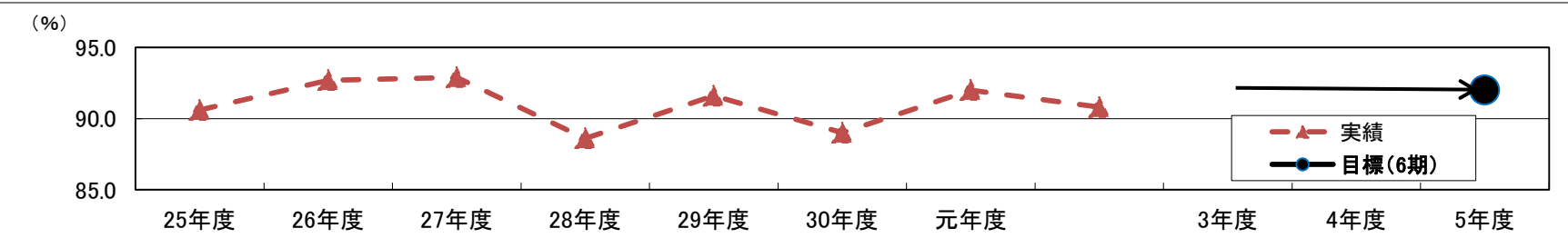


【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：入院後6か月時点の退院率の令和5年度目標を86%以上

c 入院後1年時点の退院率

区 分	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	第5期計画		過去年5年平均	第6期計画		
							30年度	元年度		3年度	4年度	5年度
実績	%	90.6	92.7	92.9	88.6	91.6	89.0	92.0	90.8			
目標(6期)	%											92.0



【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：入院後1年時点の退院率の令和5年度目標を92%以上

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

a 地域生活支援拠点の整備

令和5年度末目標		備 考
整備箇所数	8か所整備	現在4か所整備しており、令和5年度までに全区に1か所ずつ整備することを目指し、8か所を目標値とする。 「国指針」：令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所を整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討

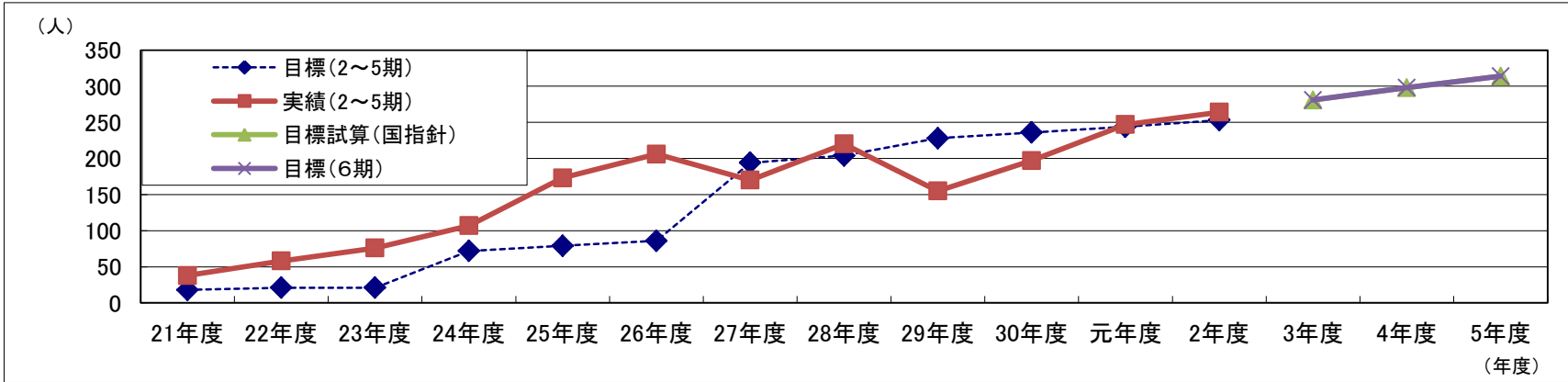
b 運用状況の検証・検討 新

令和5年度末目標		備 考
運用状況の検証・検討	実施	地域生活支援拠点の機能の充実のため、運用状況を検証・検討する。

④ 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

(1) 施設利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数(単年度)

区分	単位	第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標(2～5期)	人	18	21	21	72	79	86	194	204	228	236	244	253			
実績(2～5期)	人	38	58	76	107	173	206	170	220	155	197	247	264			
達成率(2～5期)	%	211.1%	276.2%	361.9%	148.6%	219.0%	239.5%	87.6%	107.8%	68.0%	83.5%	101.2%	104.3%			
目標試算(国指針)	人													281	298	314



【見込方法】
過去の実績を踏まえ、国の指針どおりで設定する。

※国指針：令和5年度の一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率

新

a 就労移行支援事業の利用者数

令和5年度末目標		備考
利用者数	189 人	過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和元年度末利用者数(145人)の1.3倍の189人を目標値として設定する。 「国指針」：令和5年度末における利用者数が令和元年度末における利用者数の1.30倍以上増加

b 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

新

令和5年度末目標		備考
移行者数	32人	国の指針どおり、令和元年度末利用者数(25人)の1.26倍の32人を目標値として設定する。 「国指針」：令和5年度末における利用者数が令和元年度末における利用者数の1.26倍以上増加

c 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

新

令和5年度末目標		備考
移行者数	43人	国の指針どおり、令和元年度末利用者数(35人)の1.23倍の43人を目標値として設定する。 「国指針」：令和5年度末における利用者数が令和元年度末における利用者数の1.23倍以上増加

d 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

新

令和5年度末目標		備考
利用者数	220人	国の指針どおり、令和5年度目標の福祉施設利用者からの一般就労移行者数314人の7割の220人を目標値として設定する。 「国指針」：就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ※令和元年度：就労定着支援事業の利用者数(139人)÷福祉施設利用者からの一般就労移行者数(247人)≒6割 令和5年度：福祉施設利用者からの一般就労移行者数(令和5年度目標)314人×0.7(国指針)=220人

e 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

新

令和5年度末目標		備 考
職場定着率	14か所	国指針に基づき、令和5年度末の就労定着支援事業所の数(20か所見込)のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上の事業所数14か所を目標値として設定する。 「国指針」: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

a 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末目標		備 考
児童発達支援センターの設置数	設置	令和元年度の時点で、7か所設置済み。 「国指針」: 児童発達支援センターを各市町又は各圏域に1か所以上設置

令和5年度末目標		備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	可	平成29年9月時点で広島市に体制が構築されている施設が4か所あり、国指針を満たしていることから、「可」とする。 「国指針」: 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

b 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末目標		備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	15 か所	令和元年度時点で市内に14か所設置されており、今後も利用者の増加が見込まれることから、新たに1か所の確保を目標として設定し、15か所とする。 「国指針」: 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町又は各圏域に1か所以上設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	16 か所	令和元年度時点で市内に15か所設置されており、今後も利用者の増加が見込まれることから、新たに1か所の確保を目標として設定し、16か所とする。 「国指針」: 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に1か所以上設置

c 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

追加

令和5年度		備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	令和元年度時点で設置済み。 「国指針」: 県、各圏域、各市町において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、 <u>医療的ケア児等コーディネーターを配置</u> (下線部追加)

⑥ 相談支援体制の充実・強化

a 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保

新

令和5年度目標		備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	構築	国の指針に基づき、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を構築する。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

a サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築

新

令和5年度目標		備 考
サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	国の指針に基づき、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。